

徳島大学日亜イノベーションコモンズ規則

令和8年9月17日

規則第17号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学（以下「本学」という。）に置く徳島大学日亜イノベーションコモンズ（以下「イノベーションコモンズ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 イノベーションコモンズは、本学の研究成果、教育研究資源等を広く社会と共有するとともに、本学の学生及び教職員、地域、企業等の多様な立場の組織や人が交流し共創することにより、挑戦する人材の育成及びイノベーションの創出を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(管理運営体制)

第3条 イノベーションコモンズの管理運営責任者として、イノベーションコモンズ長を置き、大学院社会産業理工学研究部長、理工学部長又は生物資源産業学部長の中から学長が指名する者をもって充てる。

2 イノベーションコモンズの管理運営の基本方針を協議するため、徳島大学日亜イノベーションコモンズ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

3 運営委員会について必要な事項は、イノベーションコモンズ長が別に定める。

4 イノベーションコモンズの運営を支援するため、コミュニケーションマネージャー（以下「マネージャー」という。）を置く。

5 マネージャーは、イノベーションコモンズ長が指名する。

6 マネージャーは、イノベーションコモンズ長の指示に従い、常三島事務部理工学部事務課の協力を得て、イノベーションコモンズの運営及び事業推進に従事する。

(マネージャーの任期)

第4条 マネージャーの任期は、1年とする。ただし、年度の途中で指名されたマネージャーの任期の終期は、当該年度の末日とする。

2 マネージャーは、再任されることができる。

(会員制度)

第5条 イノベーションコモンズの利活用を促進するため、会員制度を設ける。

2 会員とは、次の各号に掲げる者のうち、本学が指定する情報システムにより登録された者をいう。

(1) 本学の学生及び教職員

(2) 第2条に定める目的に照らし、イノベーションコモンズ長が認める者

3 会員制度についての必要な事項は、イノベーションコモンズ長が別に定める。

(庶務)

第6条 イノベーションコモンズに関する庶務は、常三島事務部理工学部事務課において処理をする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、イノベーションコモンズに関し必要な事項は、イノベーションコモンズ長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年9月17日から施行する。